

<別紙1>

第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称：逗子市こども発達支援センター くろーばー	種別：児童発達支援事業、 放課後等デイサービス
代表者氏名：園長 小池良一	定員（利用人数）：20名 （発達支援事業15・デイサービス5） （利用登録者65名）
所在地：〒249-0005 逗子市桜山5-20-29 療育教育総合センター2階	
TEL：046-876-5831	
ホームページ： 療育教育総合センター 逗子市 (city.zushi.kanagawa.jp) （逗子市療育関係ホームページに統一）	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：2017年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 県央福社会	
職員数	常勤職員： 9名 非常勤職員： 8名
専門職員	（専門職の名称） 名
	児童発達管理責任者児童発達管理 責任者 1名 保育士 4名（内非常勤1名）
	児童指導員 7名（内非常勤2名） 看護師 1名（内非常勤1名）
施設・設備の概要	（居室数）指導室 3、相談室 1、事務室 1、児童用トイレ 1、 教材倉庫 2 （設備等）モニター室、防火設備、給湯室

③理念・基本方針

【くろーばー基本理念】

- ・私たちは、子どもと家族と共に、協働しながら、発達支援（療育）を行います。
- ・私たちは、自立的生活を意識した発達支援（療育）を行います。
- ・私たちは、想像力（創造力）豊かで、専門性の高い発達支援（療育）を行います。
- ・私たちは、逗子に根ざし、地域と共にある発達支援を行います。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・市民に向けた研修会を年3回開催している。
- ・利用児が所属している幼稚園、保育園、学校等の巡回相談を行っている。
- ・各部門、各クラスの療育内容について、外部講師による月1回のスーパービジョンを受けている。
- ・月1回のケース会議は、外部講師の指導を受けて行っている。
- ・放課後等デイサービス利用児に向けて、自立と社会参加を目指し、月1回土曜プログラムを実施している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年5月18日（契約日） ～ 令和3年1月15日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回（前回：平成 29 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

1)一人ひとりの児童に合わせた支援計画とサービスの提供

くろーばーの支援対象児童の発達状況は、軽度の躓きから言語によるコミュニケーションの困難な重度障がいまで様々で、個別支援計画は、送り元のひなたスタッフとの検討結果等を基に親子関係も含め総合的にアセスメントし、保護者との話し合いにより作成しています。

支援は児童の障がいに合わせ個別又はグループの形で、環境にも配慮して行います。放課後デイでの余暇活動は参加の有無と内容を児童自身で決定し、療育の自由遊びも、児童の関心や意思を基に児童が自分なりに選択して活動しています。

支援プログラムは、児童の理解度や特性に合わせてクラスごとに職員がチームで作成し、特にコミュニケーションの取り辛い児童には、絵カードや見本など視覚を利用した道具を使用したり、言語の代わりにリズム楽器を叩いて会話するなどの工夫をしています。

2)利用者が所属している保育所等との情報共有と連携

くろーばーでは、児童の発達の基本は、家庭や普段所属している保育所等の生活場面であるとされており、保護者との情報の共有や児童の所属する幼稚園・保育所・学校への巡回相談による連携を大切にしています。保護者とは個別面談、家族懇談会やアンケート、連絡用紙等を使い意見や希望を聞いていますが、最も重視しているのは日々の保護者とのコミュニケーションで、迎えに来た保護者と児童の情報を直接共有しています。巡回相談も、事前調査から打合せ、相談、保護者へのフィードバックまで丁寧に、親、日中の保育者とくろーばーが一体になっての養育に繋げています。

3)療育サービスの質の向上を目指した人材育成

法人の人材育成システムであるチャレンジシートや「ホメールカード」を活用しています。

事業所としては研修への参加を勧奨し、自己研修についても勤務や費用について負担軽減の配慮をしています。又、毎月外部講師を呼び、ケース会議でのスーパービジョンや療育場面でのモニタリングで、療育の質の向上を目指し職員の意欲向上に繋げています。新人研修は、基本的に先輩の職員がOJTの形で行いますが、独自の新任職員研修資料を作成しています。

◇改善を求められる点

1)ボランティアの受け入れ体制の整備

事業所として、ボランティアの受け入れは行っていません。又、ボランティア受入れについての姿勢等も明文化したものは作成していませんが、現在事業所では、新しく始めた土曜日プログラムを更に充実させたいと考えています。

ボランティアを活用することは、多様な土曜日活動のプログラムの提供に繋がり、利用者のより自立に向けた社会活動が行えることが期待されます。受入れを前提に、基本姿勢の整理や受け入れ態勢の整備が望まれます。

2)標準的なサービス実施方法の文書化

巡回相談の記録様式は、福祉サービスの標準的実施方法に添えるものになっていますが、事業所での療育等については文書化されたものはありません。個々の利用者に対する、又は同様の障がい特性のある児童へのサービス提供の方法について、担当者が交代しても対応できるよう、標準的な実施方法の文書化が望まれます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

評価を受けることにより、改めて、我々の事業所を全体的に把握することができました。特に、改善点として発見していただいた①ボランティアの受け入れ体制の整備、②標準的なサービス実施方法の文章化 に関しては、今年度から計画的、積極的に改善をしていきたいと思います。

また、逆に高い評価を3点もいただきました。このことは、自分たちでも気づかなかったため、事業運営に自信が持てました。これらの強みを自信につなげ、魅力ある事業づくりを今後も行い続けていきたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり